

厚労省(医系技官)への投降勧告?

新型コロナ 出口戦略の策定求める提言を公表 経団連

2022年3月7日 18時02分NHK配信

経団連は、新型コロナウイルスとの共生に向けた議論を急ぐべきとして、政府に対し、海外との往来の本格的な再開や濃厚接触者の調査の廃止など、出口戦略の策定を求める提言を公表しました。

新型コロナをめぐる経団連は、ウイルスとの共生に向けた出口戦略の議論が欧米で活発になっていることから、日本でも議論を急ぐべきだとして政府への新たな提言をまとめ公表しました。

それによりますと、新型コロナの変異ウイルスについては「適切な対応を取ること、社会経済活動の犠牲を最小限に抑えることができる」と指摘しています。

そのうえで

▽濃厚接触者や感染経路を調べる積極的疫学調査の実施などの強い措置を廃止し、一般的な感染症の措置へと段階的に近づけるべきとしているほか

▽海外との往来の本格的な再開に向けた入国者数の1日当たりの上限の撤廃や

▽これまで自粛が要請されてきた外食や宿泊などについて科学的根拠にもとづいた行動の在り方を示すことなどを求めています。

さらに政府に対し、新型コロナはエンデミック＝感染するけれども治る普通の病気だということも、できるだけ早く宣言すべきだとしています。

経団連の十倉会長は記者会見で「今後の感染の波に備えつつ、パンデミック対策からの出口戦略も策定し実行すべきだ。その柱は感染症を正しく恐れることで、社会経済活動を進めていけるよう、国民や社会全体の意識を変えていかなければならない」と述べました

この報道に接したとき、これまでCOVID-19対応を牛耳ってきた厚労省(医系技官)への経団連の投降勧告か(積極的疫学調査など止めてしまえ!!)としました。そこで経団連提言原文次なる波に備えつつ、出口戦略に舵を切れ

(keidanren.or.jp)を読み込み、第147報では、2類相当から5類への変更(5類なら厚労省医系技官の役割はなくなる)について、医系技官を絡めて考えてみました。

【参考】感染症法に基づく主な措置の概要（政令による準用の有無）

✓
今回の経団
連提言での
推奨廃止項
目

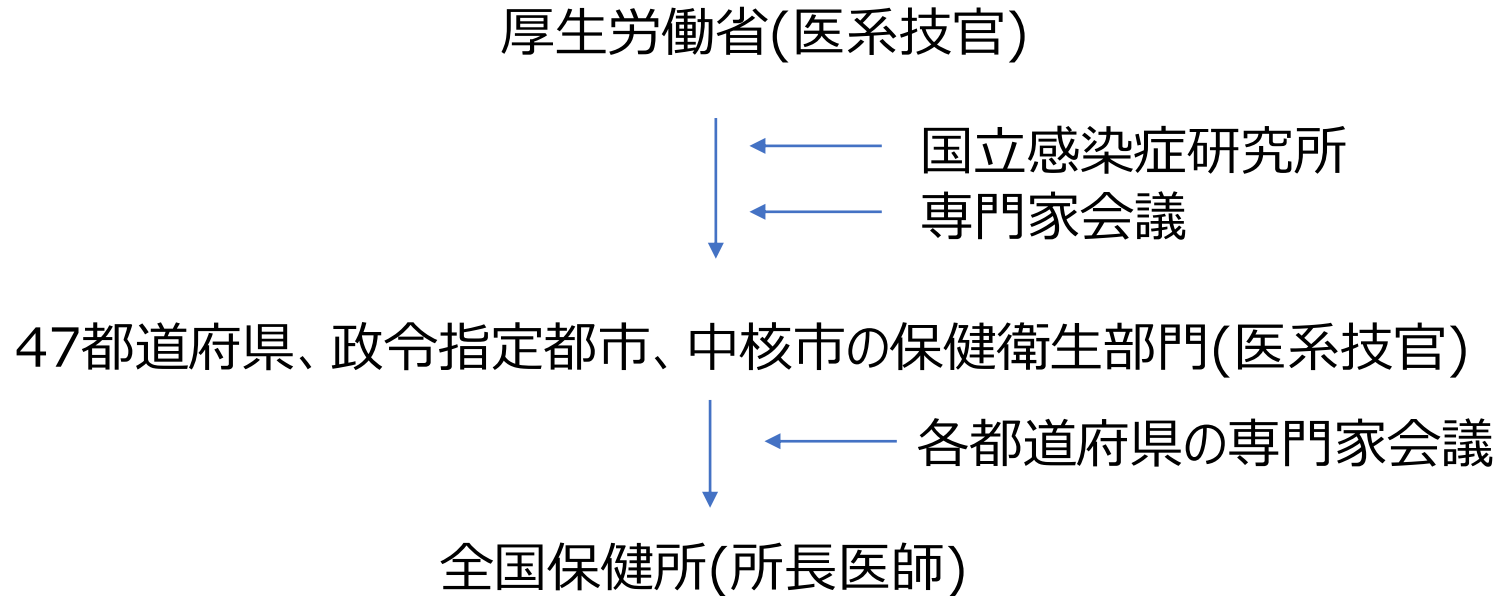
	指定感染症	一類感染症	二類感染症	三類感染症	四類感染症	五類感染症	新型インフルエンザ等感染症
規定されている疾病名	新型コロナウイルス感染症	エボラ出血熱・ペスト・ラッサ熱等	結核・SARS 鳥インフルエンザ (H5N1) 等	コレラ・細菌性赤痢・腸チフス等	黄熱・鳥インフルエンザ (H5N1 以外) 等	インフルエンザ・性器クラミジア感染症・梅毒等	新型インフルエンザ・再興型インフルエンザ
疾病名の規定方法	政令 具体的適用する場合は、感染症毎に政令で規定	法律	法律	法律	法律・政令	法律・省令	法律
疑似症患者への適用	○	○	○ (政令で定める感染症のみ)	—	—	—	○
無症状病原体保有者への適用	○	○	—	—	—	—	○ ✓
診断・死亡したときの医師による届出	○ (直ちに)	○ (直ちに)	○ (直ちに)	○ (直ちに)	○ (直ちに)	○ (7日以内)	○ (直ちに)
獣医師の届出、動物の輸入に関する措置	—	○	○	○	○	—	○
患者情報等の定点把握	—	—	△ (一部の疑似症のみ)	△ (一部の疑似症のみ)	△ (一部の疑似症のみ)	○	—
積極的疫学調査の実施	○	○	○	○	○	○	○ ✓
健康診断受診の勧告・実施	○	○	○	○	—	—	○
就業制限	○	○	○	○	—	—	○
入院の勧告・措置	○	○	○	—	—	—	○
検体の収去・採取等	○	○	○	—	—	—	○ ✓
汚染された場所の消毒、物件の廃棄等	○	○	○	○	○	—	○ ✓
ねずみ、昆虫等の駆除	○	○	○	○	○	—	○ (※) ✓
生活用水の使用制限	○	○	○	○	—	—	○ (※) ✓
建物の立入制限・封鎖、交通の制限	○	○	黄：指定時に適用 (2/1 施行)		—	—	○ (※) ✓
発生・実施する措置等の公表	○	—	橙：改正①時に適用 (2/14 施行)		—	—	○
健康状態の報告、外出自粛等の要請	○	—	桃：改正②時に適用 (3/27 施行)		—	—	○

令和3年2月の新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部改正によってCOVID-19は「指定感染症」から「新型インフルエンザ等感染症」に変更

経団連提言には、COVID-19が2類相当である
キー項目の「入院の勧告・措置」の廃止が含まれて
いません。無条件投降の勧告ではない・・・？

日本のCOVID-19対応

少数の社会医学系医師による対応・指揮系統



我が国の「感染症法」を基にしたCOVID-19対応・指揮系統を簡単にシエーマ化しました。実は、この対応は我が国に特有です。以前、顧問をさせて頂いている弁護士事務所の先生に、外国での「感染症法」に相当する法律を調べて頂きました。そのような法律は「ない」とのお答えでした。

各 { 都道府
県保健所設
置市特別 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安について

新型コロナウイルス感染症の相談・受診については、「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について」（令和2年2月1日各都道府県衛生主管部（局）宛厚生労働省医政局地域医療計画課・健康局結核感染症課事務連絡）において、感染症指定医療機関に帰国者・接触者外来を設置すること及び各保健所等に帰国者・接触者相談センターを設置することにつきお願いさせていただいたところです。

今般、新型コロナウイルス感染症専門家会議の議論を踏まえ、一般の方々に向けた新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安を別紙の通りとりまとめました。

これは、どのような方にどのような場合に相談・受診いただくのが適切か、その目安を示すことで、重症化するリスクのある方を含め、必要な方が適切なタイミングで医療を受けられる体制を確保することを目指したものです。

つきましては、内容を御了知の上、関係各所への周知及び住民の方々への情報発信を行っていただきますようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の予防に関して、住民の方々へ注意喚起いただく際にご活用いただけるよう、参考までにリーフレットも改めて送付させていただきます。

新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安

○発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控える。

○発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録しておく。

○以下のいずれかに該当する方は、**帰国者・接触者相談センター**に御相談ください。

- ・ 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く方（解熱剤を飲み続けなければならない方も同様です。）
- ・ **強いだるさ（倦怠感）**や**息苦しさ（呼吸困難）**がある方

○なお、以下のような方は重症化しやすいため、この状態が2日程度続く場合には、**帰国者・接触者相談センター**に御相談ください。

- ・ 高齢者
- ・ 糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患がある方や透析を受けている方
- ・ 免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

（妊婦の方へ）

妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに**帰国者・接触者相談センター**に御相談ください。

（お子様をお持ちの方へ）

小児については、現時点で重症化しやすいとの報告はなく、新型コロナウイルス感染症については、目安どおりの対応をお願いします。

○なお、現時点では新型コロナウイルス感染症以外の病気の方が圧倒的に多い状況であり、インフルエンザ等の心配があるときには、通常と同様に、かかりつけ医等に御相談ください。

○**帰国者・接触者相談センターから受診を勧められた医療機関を受診してください。**複数の医療機関を受診することはお控えください。

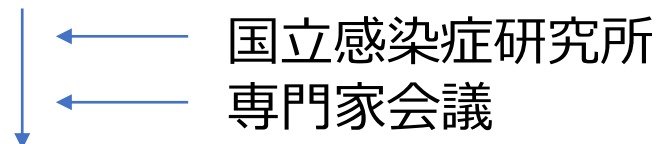
○医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット（咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえる）の徹底をお願いします。

厚労省医系技官が策定した政策です。国民皆保険制度の下、国民のいつでもどこでも医療を受けれる権利を侵害した政策です。当時は「医療崩壊」を防ぐ為に「やむなし」とワイドショーで語るコメンテーターもいました。実際にはPCR検査能力が無かった事が政策決定の背景にあったと私は考えています。医系技官の誰が、どのような理由で、この政策を決定したのか、歴史的検証が求められるかと思います。

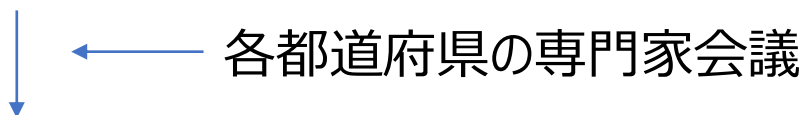
この政策は容認され、今に至るも形式上は保健所が受診、入院をつかさどる2類相当感染症です(実質的には瓦解していますが)。なぜ、この日本に特有の対応が続けられたのか？ 続けられたのか？

少数の社会医学系医師による対応・指揮系統

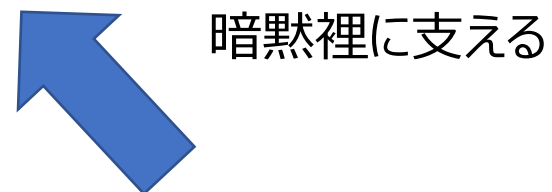
厚生労働省(医系技官)



47都道府県、政令指定都市、中核市の保健衛生部門(医系技官)



全国保健所(所長医師)



多くの臨床医学系医師がCOVID-19医療に関わりたくなかった、関わらなかった現実!!

5類に変更する為には、これまで腰を引いてきた臨床医学系医師の多くがCOVID-19医療の前線に参加する事が必要かと考えます。

変革の時代の中で、
我が国の健康・医療を
発展させる

厚生労働省 医務技監

福島 靖正

FUKUSHIMA Yasumasa

昭和59年熊本大学医学部卒



ほとんど報道にも会見にも姿を現しませんが、この福島先生が厚労省医系技官約300人のトップの医務技監です。責任者です!!

君たち、頑張れよ！ただ、もう少し臨床経験を積んでから医系技官になって欲しかった！！



令和2年度入省

若手医系技官からのメッセージ

様々な思いをもって歩み始めた医系技官からあなたへ

[医務技監からのメッセージ | 厚生労働省 医系技官採用情報 \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp)